



秋田県公報

課)	3
不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部改正(一九八・建設管理課)	3
海岸保全区域の指定の一部改正(一九九・港湾空港課)	4
港湾隣接地域の指定の一部改正(二〇〇・港湾空港課)	4
公告	
県営土地改良事業工事の完了(秋田地域振興局農林部)	4

告 示

目次	ページ
告示	
生活保護法による介護機関の指定(一九五・福祉政策課)	1
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(一九六・福祉政策課)	2
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(一九七・商工業振興)	

秋田県告示第九十五号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第五十四条の二第一項の規定により、
 介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条
 の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十七年三月八日
 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
鷹巣町社会福祉協議会指定 訪問入浴介護事業所	社会福祉法人鷹巣町社 会福祉協議会 会長	北秋田郡鷹巣町花園町十六番一号	訪問入浴介護	平成十七年一月一日
鷹巣町社会福祉協議会指定 通所介護事業所	社会福祉法人鷹巣町社 会福祉協議会 会長	北秋田郡鷹巣町宮前町九番六十八号	通所介護	平成十七年一月一日
鷹巣町社会福祉協議会指定 訪問介護事業所	社会福祉法人鷹巣町社 会福祉協議会 会長	北秋田郡鷹巣町花園町十六番一号	訪問介護	平成十七年一月一日
鷹巣町社会福祉協議会居宅 介護支援事業所	社会福祉法人鷹巣町社 会福祉協議会 会長	北秋田郡鷹巣町花園町十六番一号	居宅介護支援事業	平成十七年一月一日
サテライトステーションコン つづれこ指定痴呆対応型共同 生活介護事業所	社会福祉法人鷹巣町社 会福祉協議会 会長	北秋田郡鷹巣町綴子字大堤家後二十六番地三	痴呆対応型共同生活介 護	平成十七年一月一日

サテライトステーションつづれこ	地域福祉センター 居宅介護支援事業所	地域福祉センター 指定訪問介護事業所	地域福祉センター 指定訪問入浴介護事業所	地域福祉センター 指定通所介護事業所	名 称
鷹巣町長	鷹巣町長	鷹巣町長	鷹巣町長	鷹巣町長	開設者氏名又は名称
北秋田郡鷹巣町綴子字大堤家後二十六番地三	北秋田郡鷹巣町宮前町九番六十八号	北秋田郡鷹巣町宮前町九番六十八号	北秋田郡鷹巣町宮前町九番六十八号	北秋田郡鷹巣町宮前町九番六十八号	所 在 地
通所介護、痴呆対応型 共同生活介護	居宅介護支援事業	訪問介護	訪問入浴介護	通所介護	サービスの種類
平成十六年十二月三十一日	平成十六年十二月三十一日	平成十六年十二月三十一日	平成十六年十二月三十一日	平成十六年十二月三十一日	廃止年月日

秋田県告示第百九十六号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十七年三月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

長谷川医院居宅介護支援センター	訪問看護ステーションふきのとう	サテライトステーションつづれこ指定通所介護事業所
医療法人幸佑会 理事長	医療法人加藤医院 理事長	社会福祉法人鷹巣町社会福祉協議会 会長
男鹿市船川港船川字新浜町三十一番地	由利郡仁賀保町平沢字上町八十五番地三	北秋田郡鷹巣町綴子字大堤家後二十六番地三
居宅介護支援事業	訪問看護	通所介護
平成十七年二月十五日	平成十七年二月一日	平成十七年一月一日

秋田県告示第百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十七年三月八日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社日敷 代表取締役 小田原 豊 満

湯沢市前森一丁目二番六号

よねや商事株式会社 代表取締役 佐々木 隆 一

横手市鍛冶町四番二号

株式会社横手エスシー 代表取締役 佐々木 雄 一

横手市鍛冶町四番二号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハッピータウン横手

横手市横手町字一ノ口十の一外

(三) 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア 変更前

株式会社日敷 代表取締役 小田原 豊 満

湯沢市前森一丁目二番六号

よねや商事株式会社 代表取締役 佐々木 隆 一

横手市鍛冶町四番二号

株式会社横手エスシー 代表取締役 佐々木 雄 一

横手市鍛冶町四番二号

株式会社ニューウェーブ 代表取締役 渡部 澄 生

横手市横手町字一ノ口五十番地五

イ 変更後

株式会社日敷 代表取締役 小田原 豊 満

湯沢市前森一丁目二番六号

よねや商事株式会社 代表取締役 佐々木 隆 一

横手市鍛冶町四番二号

株式会社横手エスシー 代表取締役 佐々木 雄 一

横手市鍛冶町四番二号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
退店

株式会社ニューウェーブ

横手市横手町字一ノ口五十番地五

代表取締役 渡部 澄 生

(四) 変更の年月日

平成十六年十一月一日

(五) 変更する理由

設置者及び小売業者の退店のため

二 届出年月日

平成十七年二月二十二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十七年三月八日から同年七月八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第百九十八号

不動産鑑定業者登録簿閲覧規則（昭和四十二年秋田県告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月八日

秋田県知事 寺田典城

第四条を削り、第五条を第四条とする。

第六条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「および」を「及ぼし」に改め、同条を第五条とする。

不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部改正案新旧対照表

新

旧

第四条 略

(閲覧の停止又は禁止)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者については、その閲覧を停止し、又は禁止することがある。

- 一・二 略
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

第五条 略

(閲覧の手続)

第四条 登録簿等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備えつける閲覧簿に住所及び氏名並びに閲覧しようとする登録簿の種類を記入しなければならない。

第六条 次の各号の一に該当する者については、その閲覧を停止し、又は禁止することがある。

- 一・二 略
- 三 他人に迷惑をおよぼし、又はそのおそれがあると認められる者

秋田県告示第九十九号

海岸保全区域の指定(昭和三十九年秋田県告示第七十一号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月八日

第五号(一)及び(二)中「本荘市」を「由利本荘市」に改める。

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百号

港湾隣接地域の指定(昭和五十四年秋田県告示第八十一号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月八日

第二号(一)及び(二)中「本荘市」を「由利本荘市」に改める。

秋田県知事 寺田典城

「土木部港湾課」を「建設交通部港湾空港課」に、「能代港建設事務所」を「能代港湾事務所」に、「由利土木事務所」を「由利地域振興局」に改める。

公 告

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田県知事 寺田典城

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubarar@matsubararansatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄